

赤色…国 青色…法人 紫色…上記以外
…組織としてのガバナンス

法人の比較表

	内閣府の特別の機関である日本学術会議 (法人格なし) (現行)	独立行政法人 (中期目標管理法・国立研究開発法人)	国立大学法人	文部科学大臣が所轄庁である学校法人(私立大学等を設置する法人) ※私立学校法の令和5年改正(令和7年4月施行)後
設立根拠	日本学術会議法	独立行政法人通則法+個別法 ※政府に任命された設立委員が設立	国立大学法人法	私立学校法
役員等及び任命権者	○会員: 内閣総理大臣(学術会議の推薦に基づく) ○会長: 会員の互選 ○副会長: 会長(総会の同意) ○部長: 部に属する会員の互選 ○副部長・幹事: 部長(部に属する会員の同意)	○法人の長: 主務大臣 ※法律に規定はないが、中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定)に常勤とする方針が規定 ○監事: 主務大臣 ※常勤、非常勤の別について法律に規定なし ※定数は個別法により規定 ○その他の役員(個別法により規定): 法人の長	○学長: 文部科学大臣(国立大学法人の申し出に基づく) ※経営協議会の学外者委員から同協議会において選出された者、教育研究評議会委員(学長以外)から同協議会において選出された者の各同数で構成される学長選考・監察会議が選考 ※常勤、非常勤の別について法律に規定なし ○理事: 学長 ※常勤、非常勤の別について法律に規定なし ○監事(2人うち少なくとも1人は常勤): 文部科学大臣	○理事長: 理事会 ※常勤、非常勤の別について法律に規定なし ○理事(5人以上): 理事選任機関(あらかじめ評議員会の意見) ※常勤、非常勤の別について法律に規定なし ○監事(2人以上): 評議員会 ※特に規模の大きい法人は常勤の監事 ※設立当初の役員(理事及び監事)及び評議員は、寄附行為(文部科学大臣認可)で定める
役員等に対する主務大臣の解任権	○会員から辞職の申出があったときは、承認することができる(学術会議の同意) ○会員として不適当な行為があるときは、退職させることができる(学術会議の申出に基づく)	○任命に係る役員が欠格条項に該当するに至った場合、当該役員を解任しなければならない ○任命に係る役員が役員たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適当でないため当該法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき認めるときは、当該役員を解任することができる	○任命に係る役員が欠格条項に該当するに至った場合、当該役員を解任しなければならない ○任命に係る役員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、職務上の義務違反があるとき、その他役員たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適当でないため当該法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき認めるときは、当該役員を解任することができる(学長選考・監察会議の申出による)	○法人が違法行為等の停止等の措置命令に従わない場合、所轄庁(文部科学大臣)は、当該学校法人に対し、役員を解任を勧告することができる
評議員会等	—	個別法に基づき、複数の学識経験者等から構成される「運営委員会」・「評議員会」等の内部組織を設置する例あり	○経営協議会 ＜職務＞ 以下の事項について審議 ・中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの ・中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの ・学則(国立大学法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	○評議員会 ＜職務＞ ・学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること ・この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること ・この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること ・上記のほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務 ・上記のほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会

			<ul style="list-style-type: none"> ・組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・その他国立大学法人の経営に関する重要事項 <p>※①学長、②学長が指名する理事及び職員、③学外者のうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもので構成（③が過半数）</p> <p>○教育研究評議会</p> <p><職務></p> <p>以下の事項について審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人の経営に関するものを除く。） ・中期計画に関する事項（国立大学法人の経営に関するものを除く。） ・学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ・教員人事に関する事項 ・教育課程の編成に関する方針に係る事項 ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・その他国立大学の教育研究に関する重要事項 <p>※学長、学長が指名する理事及び職員、学部等の教育研究上の重要な組織の長のうち教育研究評議会が定める者で構成</p>	<p>が行うこととされた職務</p> <p>※寄附行為をもって定めるところにより選任。ただし、当該学校法人の職員及び当該学校法人の設置する私立学校を卒業した25歳以上の者が含まなければならない</p> <p>○理事選任機関【未施行】</p> <p><職務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の選任 <p>※具体的内容は各法人が寄附行為で定める</p>
計画		<p>○法人は中（長）期目標に基づき中（長）期計画を作成（主務大臣認可）</p> <p><計画の法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（中期目標管理法） ・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（国立研究開発法人） ・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ・前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・剰余金の使途 	<p>○法人は中期目標に基づき中期計画を作成（文部科学大臣認可、認可の際、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない）</p> <p><計画の法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標 ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・剰余金の使途 ・その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 	<p>○法人は事業に関する中期的な計画（中期事業計画）を作成（認証評価の結果を踏まえる）</p> <p>○法人は毎会計年度、予算及び事業計画を作成（認証評価の結果を踏まえる）</p>

		<p>・その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>○法人は中（長）期計画に基づき年度計画を作成（主務大臣に届出）</p> <p>※参考：目標について</p> <p>○主務大臣はあらかじめ独立行政法人評価制度委員会（総務省に設置）の意見を聴いた上で業務の質の向上や業務運営の効率化等について中（長）期目標を策定（国立研究開発法人の場合は研究開発に関する審議会（各府省庁に設置）にも意見を聴いた上で中長期目標を策定）し、法人に指示</p> <p><目標の法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中（長）期目標の期間 ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（中期目標管理法人） ・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（国立研究開発法人） ・業務運営の効率化に関する事項 ・財務内容の改善に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	<p>※参考：中期目標について</p> <p>○文部科学大臣は国立大学法人からの意見に配慮し、あらかじめ国立大学法人評価委員会（文部科学省に設置）の意見を聴いた上で中期目標（6年間）を策定し、提示</p> <p><目標の法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務内容の改善に関する事項 ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	
評価	<p>○内閣府の組織として政策評価、行政事業レビュー、会計検査等の対象</p> <p>※学術会議会則に基づき外部評価有識者（6名）による外部評価を毎年度実施。外部評価書は総会に報告・公表。指摘事項に対する取組状況を年1回取りまとめて公表</p>	<p>○毎事業年度終了後、法人による自己評価を踏まえ、（国立研究開発法人の場合は研究開発に関する審議会（各府省庁に設置）にも意見を聴いた上で）主務大臣による業務実績の評価（評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、独立行政法人評価制度委員会が主務大臣に意見）</p> <p>○主務大臣は、法人に対し評価の結果に基づき必要があると認めるときは、業務運営の改善等の措置を講ずることを命令</p> <p>○中（長）期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、法人による自己評価を踏まえ、（国立研究開発法人の場合は研究開発に関する審議会（各府省庁に設置）にも意見を聴いた上で）主務大臣による中（長）期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価を実施。この評価結果をもとに主務大臣は、中（長）期目標期間の終了時に、法人の業務の継続または組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置（いづれも必要があると認めるときは、独立行政法人評価制度委員会が主務大臣に意見）</p>	<p>○中期目標期間の4年目終了後及び最後の事業年度終了後に、法人による自己評価を踏まえ、国立大学法人評価委員会による業務の実績の評価を実施（国立大学法人評価委員会は（独）大学改革支援・学位授与機構に、大学の教育研究活動等の状況について評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重し評価。独立行政法人評価制度委員会は、評価結果について必要があると認めるときは、国立大学法人評価委員会に意見を述べるができる。）</p> <p>○文部科学大臣は、中期目標期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該法人に関し所要の措置を講ずる（文部科学大臣は、検討にあたり、評価委員会の意見を聴かなければならない）。</p> <p>○法人は各法人が定める期間ごとに自己点検・評価を実施し、定期的（7年以内に1回）に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）【学校教育法】</p>	<p>○法人は各法人が定める期間ごとに自己点検・評価を実施し、定期的（7年以内に1回）に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）【学校教育法】</p>
監事によ	—	○法人の業務を監査し、監査報告を作成	○法人の業務を監査し、監査報告を作成	○学校法人の業務、学校法人の財産の状況、理事の業

る監査		<p>※財務内容等の監査を含む、業務の能率的・効果的運営のための監査</p> <p>○役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる</p> <p>○法人が主務大臣に提出する書類について調査しなければならない</p> <p>○監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる</p> <p>○役員が不正行為をしたとき、その恐れがあるとき、法令違反等の事実があるときは、遅滞なく法人の長及び主務大臣に報告しなければならない</p> <p>○会計監査人は、役員の職務の執行に関し不正の行為等を発見したときは、監事に報告</p>	<p>○役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる</p> <p>○法人が文部科学大臣に提出する書類（省令で定めるもの）について調査しなければならない</p> <p>○監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる</p> <p>○役員が不正行為をし、若しくはそのおそれがあるとき、又は法令違反等の事実があるとき、遅滞なく学長及び文部科学大臣に報告しなければならない</p> <p>○会計監査人は、役員の職務の執行に関し不正の行為等を発見したときは、監事に報告しなければならない</p>	<p>務執行の状況を監査</p> <p>○監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出</p> <p>○理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる</p> <p>○理事が評議員会に提出しようとする議案等について調査しなければならない</p> <p>○学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告</p> <p>○理事会、評議員会の招集の請求</p> <p>○理事の不正行為等の差止め</p> <p>○理事会。評議員会への出席、必要な場合に意見を述べなければならない</p>
会計監査人	—	有 ※主務大臣選任	有 ※文部科学大臣が選任	有 ※評議員会が選任
主務大臣等によるその他の監督権限	・内閣総理大臣の所轄	<p>○業務方法書の主務大臣による認可</p> <p>○主務大臣は、法人等に違法行為等若しくはそのおそれがあるとき、又は法人の業務運営が著しく適正を欠き、それを放置することで公益を害することが明白で特に必要があると認めるときは、是正措置命令</p> <p>○主務大臣による報告徴収又は立入検査</p>	<p>○業務方法書の文部科学大臣による認可</p> <p>○文部科学大臣は、法人等が違法行為等をし、又はそのおそれがあるとき、又は法人に対し、その是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる</p> <p>○必要があると認める場合に、法人に対して報告徴収又は立入検査をすることができる</p>	<p>○所轄庁（文部科学大臣）は、法人が所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき、又は法人の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、違反の停止等の措置命令（あらかじめ大学設置・学校法人審議会の意見を聴く）</p> <p>○所轄庁は、収益事業の停止命令権限、解散命令権限（あらかじめ大学設置・学校法人審議会の意見を聴く）</p> <p>○必要な限度において、法人に対して報告徴収又は立入検査</p>
財務	全額国費	国からの運営費交付金、自己収入（寄附税制あり）	国からの運営費交付金、自己収入（寄附税制あり）	自己資金（寄附税制あり）、国からの私立大学等経常費補助金等

	物質・材料研究機構（NIMS） （特定国立研究開発法人である独立行政法人）	沖縄科学技術大学院大学（OIST）（学校法人である特殊法人） ※私立学校法及び沖縄科学技術大学院大学学園法の令和5年改正（令和7年4月～施行）後
設立根拠	国立研究開発法人物質・材料研究機構法及び独立行政法人通則法 （このほか特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法が適用） ※政府に任命された設立委員が設立	沖縄科学技術大学院大学学園法及び私立学校法 ※政府に任命された設立委員が設立
役員等及び任命権者	○理事長（常勤）：文部科学大臣 ○理事（3人以内、常勤）：法人の長（理事長） ○監事（2人、常勤1人・非常勤1人）：文部科学大臣	○理事長：理事会 ○理事（5人以上、過半数は学外者 ※具体的定数は寄附行為で定める）：理事選任機関（あらかじめ評議員会の意見） ○監事（2人以上 ※具体的定数は寄附行為で定める）：評議員会（内閣総理大臣認可） ※令和6年5月時点の体制：理事長（常勤）、理事として理事長・副理事長以外に非常勤15名、監事として3人（うち1人は常勤）
役員等に対する主務大臣等の解任権	○任命に係る役員が欠格条項に該当するに至った場合、当該役員を解任しなければならない ○任命に係る役員が役員たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適当でないため当該法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき認めるときは、当該役員を解任することができる ○法人の長の職務の執行が適当でないため当該法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その法人の長を解任することができる	○法人が違法行為等の停止等の措置命令に従わない場合、所轄庁（主務大臣）は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる
評議員会等	○評議員会に相当する会議体は無い ※但し、機構の運営方針及び研究の推進方策等について多様な視点から助言を受けるため、外部有識者で構成する「アドバイザリーボード」を設置している。	○評議員会 ＜職務＞ ・学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること ・この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること ・この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること ・上記のほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務 ・上記のほか、寄附行為をもって定めるところにより評議員会が行うこととされた職務 ※寄附行為をもって定めるところにより選任。ただし、沖縄における経済又は社会の実情に精通している者、大学経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者が含まなければならない ○理事選任機関【未施行】 ＜職務＞ ・理事の選解任 ※具体的内容は寄附行為で定める
計画	○中長期目標に基づき中長期計画を作成（主務大臣認可） ＜計画の法定事項＞ ・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ・前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・剰余金の使途	○認証評価の結果を踏まえ、中期事業計画を作成（私立学校法） ○毎会計年度、事業計画の作成（内閣総理大臣の認可）（OIST法）

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他主務省令で定める業務運営に関する事項 <p>○中長期計画に基づき年度計画を作成（主務大臣に届出）</p> <p>※参考：目標について</p> <p>○主務大臣はあらかじめ総合科学技術・イノベーション会議（内閣府に設置）及び独立行政法人評価制度委員会（総務省に設置）の意見を聴き、また、研究開発の事務及び事業に関する事項については研究開発に関する審議会（各府省庁に設置）にも意見を聴いた上で、政府が定める特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針に基づいて、業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化等について中長期目標を策定し、法人に指示</p> <p><目標の法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標の期間 ・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務内容の改善に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	
評価	<p>○毎事業年度終了後、自己評価を踏まえ、研究開発の事務及び事業に関する事項については研究開発に関する審議会（各府省庁に設置）にも意見を聴いた上で、主務大臣による業務実績の評価（評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、独立行政法人評価制度委員会が主務大臣に意見）</p> <p>○主務大臣は、法人に対し評価の結果に基づき必要があると認めるときは、業務運営の改善等の措置を講ずることを命令</p> <p>○中長期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、自己評価を踏まえ、研究開発の事務及び事業に関する事項については研究開発に関する審議会（各府省庁に設置）にも意見を聴いた上で、主務大臣による中長期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価を実施。この評価結果をもとに主務大臣は、中長期目標期間の終了時に、法人の業務の継続または組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置（いずれも必要があると認めるときは、総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会が主務大臣に意見）</p>	<p>○定期的に自己点検・評価を実施【学校教育法】</p> <p>○定期的（7年以内に1回）に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）【学校教育法】</p>
監査	<p>○法人の業務を監査し、監査報告を作成</p> <p>※財務内容等の監査を含む、業務の能率的・効果的運営のための監査</p> <p>○役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる</p> <p>○法人が主務大臣に提出する書類について調査しなければならない</p> <p>○監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる</p> <p>○役員が不正行為をしたとき、その恐れがあるとき、法令違反等の事実があるときは、遅滞なく法人の長及び主務大臣に報告しなければならない</p> <p>○会計監査人は、役員の職務の執行に関し不正の行為等を発見したときは、監事に報告</p>	<p>○学校法人の業務、学校法人の財産の状況、理事の業務執行の状況を監査</p> <p>○監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出</p> <p>○理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる</p> <p>○理事が評議員会に提出しようとする議案等について調査しなければならない</p> <p>○学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事会及び評議員会並びに文部科学大臣及び内閣総理大臣に報告</p> <p>○理事会、評議員会の招集の請求</p> <p>○理事の不正行為等の差止め</p> <p>○理事会。評議員会への出席、必要な場合に意見を述べなければならない</p>
会計監査人	<p>有</p> <p>※主務大臣選任</p>	<p>有</p> <p>※評議員会が選任</p>
主務大臣等によるその他の監督権限	<p>○業務方法書の主務大臣による認可</p> <p>○主務大臣は、法人等に違法行為等若しくはそのおそれがあると認めるとき、又は法人の業務運営が著しく適正を欠き、それを放置することで公益を害することが明白で特に必要があると認めるときは、是正</p>	<p>所轄庁（文部科学大臣）の私立大学に対する監督権限に加え、</p> <p>○内閣総理大臣は、法人等に違法行為等若しくはそのおそれがあると認めるときは、その是正のため、必要な措置を講ずることを求める</p>

	<p>措置命令</p> <p>○主務大臣による報告徴収又は立入検査</p> <p>○主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図るため、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、必要な措置をとることを求めることができる（法人の応諾義務あり）</p>	<p>○内閣総理大臣は、財務若しくは会計に関して必要があると認める場合に、法人に対して報告徴収又は立入検査</p>
財務	<p>国からの運営費交付金、自己収入（外部資金等）</p>	<p>自己資金（寄付税制あり）、国からの沖縄科学技術大学院大学学園補助金（業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができる）</p>

	日本放送協会（NHK） （特殊法人）	日本銀行 （認可法人）	日本弁護士連合会
設立根拠	個別法 【放送法】	個別法 【日本銀行法】	個別法 【弁護士法】 ※弁護士法においては日弁連の組織・運営に関する詳細を規定しておらず、日弁連自らが組織・運営に関する会則を定め、役員についても当該会則に基づき自ら選任するなど、自主的な運営が行われている。
役員等及び任命権者	<ul style="list-style-type: none"> ・経営委員会委員長：経営委員会委員の互選 ・経営委員会委員：内閣総理大臣（両議院の同意） ・監査委員：経営委員会（経営委員会委員の中から任命） ・会長：経営委員会 ・副会長、理事：会長（経営委員会の同意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総裁：内閣（両議院の同意） ・副総裁：内閣（両議院の同意） ・審議委員：内閣（両議院の同意） ・監事：内閣 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長：弁護士である会員により直接選挙 ・副会長：代議員会において、弁護士である会員の中から選任 ・理事：代議員会において、弁護士である会員の中から選任 ・監事：代議員会において、弁護士である会員の中から選任
役員等に対する主務大臣等の解任権	<ul style="list-style-type: none"> ・経営委員会委員は、以下の場合を除き意に反して罷免されない ①欠格条項該当の場合 ②心身の故障のため職務の執行ができないとき、職務上の義務違反、その他非行があると認めるとき ③経営委員会委員のうち5人以上が同一の政党に属することになったとき ※②と③の場合は、罷免には両議院の同意が必要。 ・経営委員会は会長若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、職務上の義務違反その他の非行があるときは罷免することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は、破産手続開始の決定を受けたとき、日銀法の規定により処罰されたとき、禁固以上の刑に処せられたとき、心身の故障のため職務を執行することができないと政策委員会に認められたとき以外にその意に反して解任されない。 ・内閣または財務大臣は上記の場合には当該役員を解任しなければならない。 ・内閣または財務大臣は、理事について政策委員会から解任の求めがあったときは当該理事を解任することができる 	—
評議員会等	—	—	—
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画を作成し、公表 ・毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出。総務大臣は意見を付すとともに内閣を経て国会に提出し承認を受ける 	— ※中期経営計画を作成	—
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・評価は法定されていないが、放送法に基づき毎事業年度業務報告書を作成し監査委員会の意見を添えて総務大臣に提出。総務大臣は意見を付すとともに内閣を経て国会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価は法定されていないが、おおむね6月に1回、業務報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出。説明を求められた場合には国会に出席 ※財務省の政策評価において「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保」を政策目標として評価 	—
監査	監査委員会は、役員の仕事の執行を監査	監事は、日本銀行の業務を監査	監事は、日本弁護士連合会の財務を監査
会計監査人	有 ※経営委員会が任命	—	—
主務大臣等によるその他の監督権限	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣に、受信規約、放送設備の譲渡等の認可、国際放送の実施要請等の権限有 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務大臣又は内閣総理大臣は、法人等に違法行為等もしくはそのおそれがあると認めるときは、その是正のため、法人に必要な措置をとるべきことを求める ・財務大臣又は内閣総理大臣は法人の監事に対し、違法行為等につい 	—

		ての監査を求める ・財務大臣又は内閣総理大臣は必要があると認めるときは報告又は資料の提出を求める ・金融政策決定会合に政府の代表者が必要に応じて出席し、意見等	
財務	自己資金（受信料等） <small>※総務大臣の要請に応じて行う国際放送の費用等は国が負担</small>	国費（資本金の55%）、自己資金	会費、登録料、寄付その他の収入をもって支弁

※日本弁護士連合会については、公表情報を基に作成